

## ◎ 「函館市活性化総合戦略」について

### 1 函館市活性化総合戦略の位置づけ

- ・「まち・ひと・しごと創生法（H28.11施行）」第10条に定める地方版総合戦略として策定し、令和元年度策定の第2期総合戦略は、本市の行政運営上の最上位計画である「函館市総合計画基本構想」の「実施計画」として位置づけている。
- ・実施計画（＝総合戦略）には、基本構想で定める将来像の実現に向け、優先的・重点的に取り組む具体的な事業等を明示。
- ・第2期総合戦略計画期間：令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで（5年間）

### 2 地方版総合戦略とは

- ・「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定計画。  
策定は努力義務。（R5.4.1現在、47都道府県1,741市町村中、未策定団体は2団体のみ）
- ・市町村は、国および都道府県の総合戦略を勘案しつつ、それぞれの実情に応じた「人口減少克服」、 「地方創生」に関する施策を検討して策定。
- ・国の総合戦略は、人口の現状および見通しに関する最新の統計を踏まえることとなっており、地方版総合戦略においても地方公共団体における最新の統計を踏まえることが考えられる。 → 「函館市人口ビジョン」を令和6年度改訂予定。
- ・国では、次期地方版総合戦略策定時には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023～2027)」を踏まえた策定に努めること、また、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）の記載に努めることとしている。
- ・なお、地方創生関係交付金や企業版ふるさと納税制度の活用にあたっては、活用する事業が総合戦略に位置付けられた事業であり、個別に設定したK P Iにより、毎年度、効果検証を行うことが必要とされている。